

船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年船橋市規則第 50 号）に定めるもののほか、市が団体及び法人（以下「団体等」という。）を特定して補助金を交付する事業（以下「交付事業」という。）を実施する際の交付基準等を定めることにより、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、適正な交付により、補助金が効果的かつ効率的に運用されることを目的とする。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 特定団体 交付事業において交付先として特定されている団体等をいう。
 - (2) 補助金 団体等が行う活動において、市が公益上必要があると認めた場合に、その費用の一部を援助するものであって、個人（世帯を含む。）、市の出資法人、地方公営企業に対する補助金、利子補給金及び法令に基づき交付するもの以外の補助金をいう。

(交付原則等)

- 3 次に掲げる団体等に対しては、補助金を交付しない。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体等
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体等
 - (3) 暴力団。暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等
 - (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体等
- 4 補助金の交付の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、その効果が市の行政目的の達成に資するものであって、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 保健衛生、医療又は福祉の増進に寄与するもの
 - (2) 住民自治の向上に寄与するもの
 - (3) 教育、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、向上に寄与するもの
 - (4) 環境対策に寄与するもの
 - (5) 安全で安心な市民生活に寄与するもの
 - (6) 産業の振興に寄与するもの
 - (7) その他市長が認めるもの

(交付要件)

- 5 補助金の交付に関する要件は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 公益性 対象活動の効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益に終わらないこと
 - (2) 公平性 同様の対象活動を行う団体等に対し、補助金が受けられる機会が均等に与えられていること
 - (3) 効果性 補助金の交付による明らかな効果又は成果が期待できること
 - (4) 必要性 対象活動が、市の行政目的の達成に資するものであって、市が支援すべきものであること
 - (5) 交付事業の的確性 交付事業において、的確な目的、目標、対象活動、経費及び範囲等、必要な要件を具備していること
 - (6) 特定団体の適格性 設置の目的、組織、活動内容及び財務状況等において、補助金の交付先としての適性が認められ、会計監査や活動等の評価について自主点検できる仕組みがあること

(補助金額等の基準)

- 6 補助金額の基準は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 補助金の交付対象とする経費（以下「対象経費」という。）を明確にすること。
この場合において、交際費、慶弔費、懇親費等活動の直接経費とならない経費は、補助金の対象経費としない。
 - (2) 補助率は、対象経費の原則2分の1以内とすること。ただし、行政目的の達成のために必要な特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (3) 原則として、補助金の交付限度額を設定する。
 - (4) 補助金額は、前2号の額を比較して、少ない方の額とする。
 - (5) 国や県等の制度（以下「当該制度」という。）による補助金等を財源として交付する補助金で、当該制度に市の補助金額等を定める規定がある場合は、当該規定による。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

- 7 特定団体が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき
 - (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき

(透明性の確保)

- 8 交付事業における適正な補助金の交付及び透明性の確保のため、補助金の交付の根拠となる条例、規則、要綱等の整備を図る。また、交付事業の実施状況等も併せて市民に周知するよう努めるものとする。

(交付事業の検証)

- 9 交付事業の適正な実施のため、常に特定団体の対象活動の実態を把握し、同一の団体等に継続して補助金を交付している場合にあっては3年以内に、交付事業の継続にあっては5年以内に、効果の検証を実施するものとする。
- 10 交付事業の効果を検証した結果、次のいずれかに該当する場合には、必要に応じ、当該交付事業の廃止、拡大、縮小、整理、再編、制度改正等の見直しを行うものとする。
 - (1) 交付事業の対象経費、補助率、範囲及び限度額等が、他市の同様な交付事業と比較して、著しく均衡を欠いている場合
 - (2) 交付事業の所期の目的を達成、又はその意義が薄れてきたと認められる場合
 - (3) 補助金の交付金額が1団体等につき10万円未満の補助金を交付する零細な交付事業等で、効果が期待できないと認められる場合

(その他)

- 11 この基準が対象とする交付事業以外の金銭的援助を行う事業についても、この基準の趣旨に準拠して、適正な実施に努めるものとする。
- 12 この基準に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基準は平成21年12月18日から施行する。